

整理番号	総務－法申－ 1
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	総務局行政部行政課（情報公開グループ） (06-6208-9825～7)
処分課（担当）名	処分対象の保有個人情報保有している実施機関（大阪市長は含まれません。）
処分の名称	①保有個人情報の開示請求に対する開示決定等 ②保有個人情報の訂正請求に対する訂正決定等 ③保有個人情報の利用停止請求に対する利用停止決定等
概 要	①、②個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）に基づき、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報に対する開示請求及び訂正請求ができます。 ③個人情報の保護に関する法律に違反して個人情報を保有、取得、利用されているとき、当該保有個人情報の利用の停止又は消去の請求ができます。 ③個人情報の保護に関する法律に違反して個人情報を提供されているとき、当該保有個人情報の提供の停止の請求ができます。
根拠法令等 及び条項	個人情報の保護に関する法律（①第77条第1項、②第91条第1項、③第99条第1項） https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC00000000057 大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例 https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000596705.html
審査基準	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、条例第2条第2項第1号で規定する実施機関が行う処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準は、別紙のとおりとします。
標準処理期間	保有個人情報の開示請求に対する開示決定等 14日（条例第7条第1項） 保有個人情報の訂正請求に対する訂正決定等 30日（法第94条第1項） 保有個人情報の利用停止請求に対する利用停止決定等 30日（法第102条第1項）
経由日数	なし
提出先	総務局行政部行政課（情報公開グループ）
提出時期	随時
提出方法	＜保有個人情報の開示請求＞ ①請求者本人が、開示請求書を市役所本庁舎1階市民相談室へ提出してください（受付時にマイナンバーカード、運転免許証等本人確認書類（以下「本人確認書類」といいます。）の提示が必要です。）。 ②郵便等により保有個人情報の開示を請求される場合は、開示請求書、本人確認書類の写し及び住民票又は住民票記載事項証明書の原本（開示請求をする日前30日以内に作成されたもの）を総務局へ送付してください。 ③次の大阪市ホームページから申請してください。なお、次の大阪市ホームページから請求する場合はマイナンバーカードを利用した電子署名を行っていただく必要があります。 https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/8a177c53-c4be-4cff-bf29-0587056ec179/start ＜保有個人情報の訂正請求＞ ①請求者本人が、訂正請求書を市役所本庁舎1階市民相談室へ提出してください（受付時に本人確認書類の提示が必要です。）。 ②郵便等により保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求される場合は、訂正請求書、本人確認書類の写し及び住民票又は住民票記載事項証明書の原本（訂正請求をする日前30日以内に作成されたもの）を総務局へ送付してください。 ③次の大阪市ホームページから申請してください。なお、次の大阪市ホームページから請求する場合はマイナンバーカードを利用した電子署名を行っていただく必要があります。 https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/4144cd0b-fd00-423c-9749-4b1def2584b6/start ＜保有個人情報の利用停止請求＞ ①請求者本人が、利用停止請求書を市役所本庁舎1階市民相談室へ提出してください（受付時に本人確認書類の提示が必要です。）。 ②郵便等により保有個人情報の利用停止を請求される場合は、利用停止請求書、本人確認書類の写し及び住民票又は住民票記載事項証明書の原本（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたもの）を総務局へ送付してください。 ③次の大阪市ホームページから申請してください。なお、次の大阪市ホームページから請求する場合はマイナンバーカードを利用した電子署名を行っていただく必要があります。 https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/fda44b9b-f97e-427b-b89f-ccf0edaba8b9/start なお、上記のいずれについても、代理人による請求も可能ですが、その場合の方法については、下記ホームページを参照してください。 〔郵便等の送付先〕 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課（情報公開グループ）
手数料	手数料は、無料ですが、写しの交付を受ける場合は作成に要する費用を負担していただきます。また、郵送による写しの交付の場合は、送料の負担も必要になります。
相談窓口	総務局行政部行政課（情報公開グループ）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000013632.html
備 考	